

金融商品取引業者等が顧客に対して行う説明事項

●新規口座開設時に必要となる説明

	説明事項	書面交付義務	説明義務	説明内容及び方法	備考
1	個人情報の利用目的に関する説明 【個人顧客の場合】	—	・個人情報の保護に関する法律 第 18 条	・ 自社が定めた個人情報の利用目的を説明する ・ 顧客による口座開設申込書の記入に先立ち、リーフレット等（約款集等に組み入れる場合あり）を用いて説明する	・ 併せて、日証協ガイドライン「個人情報の保護に関する指針」で規定される「個人情報保護宣言」についてもリーフレット等を交付
2	反社会的勢力ではないことに関する確認及び説明	—	—	・ 反社関係者とは取引ができないことについて説明する ・ リーフレット等（排除条項は約款に記載あり）を用いて説明する	・ 説明義務ではないが、日証協の「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」第 6 条により、顧客より反社ではない旨の表明を得なければならないため説明が必要
3	本人確認に関する説明	—	—	・ 本人確認書類の提示が必要である旨、当該書類の写しを取らせていただく旨等を説明する	・ 説明義務ではないが、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 4 条で規定されている本人確認書類の提示を受けるためには説明が必要 ・ 必要に応じ、本人確認書類一覧表（口座開設キット等に組み入れ）を用いて説明する
4	顧客カードに関する説明	—	—	・ 顧客カードの各項目（投資目的、資産の状況、投資経験の有無等）の意味や選択肢について必要に応じて説明する ・ 口座開設申込書の記入例（口座開設キット等に組み入れ）に従って説明する	・ 説明義務ではないが、日証協の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 5 条により、顧客カードの備え付けが義務化されているため、一定の説明は必要
5	内部者登録に関する説明	—	—	・ 内部者の定義及び該当する場合の登録について説明 ・ リーフレット等（約款集等に組み入れる場合あり）を用いて説明する	・ 日証協の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 15 条により内部者登録カードの整備が義務付けられているため、説明が必要 ・ 当該確認を怠った場合、金融商品取引法に基づく内部管理態勢の不備につながるおそれあり（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に留意事項あり）
6	預金との誤認防止に関する説明【登録金融機関、預金を取り扱う金融商品取引業者の場合】	—	・ 銀行法施行規則第 13 条の 5 ・ 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（日証協）第 10 条	・ 有価証券取引等は預金とは異なることに関する説明する ・ 店頭等に備置された説明板等を用いて説明する	・ 有価証券取引等の勧誘を行う前に説明しなければならない ・ 預金業務に関する未公開情報を金融商品取引業でも利用する場合は、当該情報の共同利用について説明し、顧客の同意を得なければならない
7	金融商品販売法に関する説明	—	・ 金融商品の販売等に関する法律第 3 条 ※金融商品販売業者及び特定投資家には説明不要	・ 主要な商品（国内・外国株式、同債券等）に関する重要事項を説明する ・ リーフレット等（約款集等に組み入れる場合あり）を用いて説明する	・ 顧客から、今後の説明は不要である旨の申し出があれば、今後の説明不要登録を行う ・ 自社の勧誘方針についてもリーフレット等にて提示する
8	契約締結前交付書面に関する説明 ※上場有価証券等書面を含む	・ 金融商品取引法第 37 条の 3 ※特定投資家には交付不要	・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 1 号 ※特定投資家には説明不要	・ 主要な取引（上場有価証券、個人向け国債、国内・外国債券、預託）に関するリスクや手数料等に関して説明する ・ クーリングオフの適用がないことを説明する ・ 金融 ADR 制度に関して説明する ・ 総合サービスの場合、MR F に関して説明する ・ 契約締結前交付書面集及びMR F 目論見書を用いて説明する	・ 左記主要取引以外の取引（MRF 以外の投資信託、仕組債、信用取引、デリバティブ取引等）を行う場合は、別途個別の契約締結前交付書面又は目論見書を用いて説明する

金融商品取引業者等が顧客に対して行う説明事項

	説明事項	書面交付義務	説明義務	説明内容及び方法	備考
9	特定投資家に関する説明（移行可能な特定投資家である場合）	・金融商品取引法第 34 条の 2 第 3 項	・金融商品取引法第 34 条	・特定投資家以外の顧客として取り扱う旨の申し出が可能であることの説明等を行う ・告知書面及びリーフレットを用いて説明する	・契約の種類ごとの取り扱いを確認しなければならない
10	最良執行方針に関する説明（株式取引を行う顧客の場合）	・金融商品取引法第 40 条の 2	—	・自社が定める最良執行方針について説明する ・最良執行方針を記載した書面を交付し、説明する	・書面交付後に最良執行方針を変更した場合は、変更後の書面の交付義務あり
11	特定口座に関する説明（株式又は投資信託取引を行う顧客の場合）	—	—	・譲渡税の徴収方法等に関して説明する ・リーフレット等（約款集等に組み入れる場合あり）を用いて説明する	・租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 に基づく措置 ・当該顧客の特定口座が既に自社にないことを確認する必要あり
12	債券の価格等を入手する方法に関する説明（債券取引を行う顧客の場合）	—	・協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（日証協）第 3 条	・債券の価格は当社に問い合わせいただくこと等について説明する ・リーフレット等（約款集等に組み入れる場合あり）を用いて説明する	・格付けの意味や無登録格付けに関する説明を併せて行う場合あり
13	外国証券取引に関する説明（外国証券取引を行う場合）	—	・外国証券の取引に関する規則（日証協）第 3 条	・外国証券取引口座開設に関して諸説明する ・必要に応じて外国証券取引口座約款を用いて説明する	・約款交付とそれに基づく申込書の受け入れが日証協規則で定められているため（改正検討中）
14	電磁的交付に関する説明（書面の電磁的交付を希望する顧客の場合）	—	・金融商品取引法第 34 条の 2 第 4 項他	・電磁的交付の対象書面及び用いる方法について説明する ・リーフレット等（約款集等に組み入れる場合あり）を用いて説明する	・電磁的交付のためには顧客の承諾が必要なため ・電磁的交付の推進のため、各社とも説明する機会が増えている
15	その他、各種制度やサービスに関する説明	—	—	・分別管理に関して説明する ・投資者保護基金に関して説明する ・証券保管振替機構に関して説明する（株券電子化に関する説明を含む） ・キャッシュカードに関して説明する ・入出金方法（銀行振り込み、ATM 等）に関して説明する ・インターネット取引に関して説明する ・約款や、必要に応じて自社又は各種機関が作成したリーフレット、サービスガイドブック等を用いて説明する	・金融商品取引法第 43 条の 2（分別管理）他諸法令に基づく義務を履行するため、必要に応じて説明する ・日証協の「有価証券の寄託の受け入れ等に関する規則」第 3 条（保護預り契約）他諸規則に基づく義務を履行するため、必要に応じて説明する ・今後の取引を円滑に行うため、取引内容に応じ、左記事項のうち多くのことを取引開始時に説明しておく必要あり

金融商品取引業者等が顧客に対して行う説明事項

●その他、個別取引時に必要となる説明の主なもの（注：特定投資家又は適格機関投資家のみを対象とするものは除く）

	説明事項	書面交付義務	説明義務	説明内容及び方法	備考
16	募集・売出しに関する説明	・金融商品取引法第 15 条 2 項 ※適格機関投資家には交付不要	—	・公募・売出しに際して、募集等の要領、条件等について説明する ・目論見書を用いて説明する	・募集・売出しにより取得等させる場合、あらかじめ又は同時に交付する ・同一の有価証券を保有している者や同居人が当該目論見書の交付を受けている者から申し出があれば、交付不要
17	公開買付に関する説明	・金融商品取引法第 27 条の 9 第 2 項	—	・公開買付の内容及条件について説明する ・公開買い付け説明書を用いて説明する	・説明書交付後に訂正届出があった場合には、訂正した説明書を交付しなければならない
18	公募公表後の空売りに関する説明	・金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 26 号	—	・公募増資公表後に空売りを行った場合に、公募により取得した株券にて決済してはならないことを説明する	・日証協の「有価証券等の引受けに関する規則」第 38 条において通知内容について説明に努める必要あり
19	店頭デリバティブに類する複雑な仕組債・投資信託に関する説明	・協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（日証協）第 6 条の 2 ※特定投資家には交付不要	・協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（日証協）第 3 条	・店頭デリバティブに類する複雑な仕組債・投資信託に該当することの説明 ・最悪のシナリオに基づく損失額や、途中解約時の売却額等を説明する	・あらかじめ勧誘開始基準を設け、それに適合する顧客にのみ勧誘を行う
20	外国証券に関する説明	・金融商品取引法第 27 条の 32 の 2 ※適格機関投資家には提供不要	—	・当該外国証券に関して説明する ・外国証券情報を用いて説明する	・交付義務ではなく、提供又は公表義務であるが、実質的には交付が必須 ・特例により、金融商品取引法改正前に規定されていた外国証券内容説明書の交付で代替する場合あり
21	無登録格付けに関する説明	—	・金融商品取引法第 38 条の 3	・当該格付けは、無登録信用格付け機関が付与した格付けである旨、及び格付け手法や格付けの意義、限界等を説明する ・説明書を用いて説明する	・登録信用格付け機関でない者が付与した格付けを利用する場合に説明する ・説明漏れ防止のため、ほとんどの場合に説明書を交付している
22	公社債の店頭取引に関する説明	・公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則（日証協）第 12 条第 4 項 ・同第 15 条第 1 項	・公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則（日証協）第 12 条第 4 項 ・同第 15 条第 1 項	・顧客から求めがあった場合に、市場取引と店頭取引の違いについて説明する ・顧客から求めがあった場合に、取引価格の算定方法等について説明する	・書面交付又は口頭説明を行う ・外国証券の店頭取引に関しても同等の規定あり